

板橋區政ニユース

No. 1

東京都板橋區
板橋區役所

總務課
電話板橋(96)二〇二一六

發刊のこころば

板橋區長 牛 田 正 憲

「地方公共の事務は、住民の創意と責任において行ふ」のが地方自治の本旨であります。議員の選挙も、首長の公選も自分達の事は自分達でやるという地方自治の原則にもとづいていることは、いうまでもありません。従つて、區民の手で選んだ者によつて「區政がいかにかに運営されているか」は區民が當然知るべき事柄であり、關心をもつべきことと言はねばなりません。然し今まで區民の皆さんが區政について知る機会がまことにすくなかつたことは事實であります。「區政ニユース」は區政の一般、區議會の動勢その地區民各位に關係深い事柄をお知らせし、先ず

區の實情を知つて頂くことを使命とし、區民の御理解と御協力の上に「明るく住みよい板橋區」を建設することを念願として發刊するものであります。さしやかな紙面ではありますが何卒毎號御精讀をお願いする次第であります。

消防團生る

板橋消防團の設置は、かねて準備中であつたが、法規上の手續、團員の人選も順調にすゝみ、舊ろう二十一日區役所中庭で盛大な結成式を舉行し、こえて本月六日初の消防始めの行事が行はれ、こゝに新しい使命をもつた消防團が發足した。

新制中學校を

本年度中に 三校建設

學制改革によつて生れた新制中學校は、資金、資材難のためいづれも校舎を新設できず、授業にも支障を來しているが、この程區内に次の三校が建設されることとなり、既に敷地買収を

消防團は從來の警防團にかはるものであるが、その性格は「郷土愛護の精神を以て、社會の災厄を防止する」義勇團體であり、消防官署に協力して水火消防にあたることを主な仕事とし、單なる警防團の看板の塗りかえでなく、民主化された組織を以て時代の脚光を浴びて登場した強力な團體として今後の活動が期待されている。

(括弧内は分團名)

- 團長 森 本 芳 一
- 副團長 澁谷常三郎

- 石川兼吉
- 植木左策
- 友山清太郎
- 分團長 萩谷權衛門(板一)
- 後藤登(板二)
- 茶谷猛雄(板三)
- 和田重政(板四)
- 佐藤千代太郎(板五)
- 西村勝海(板六)
- 春日佐太郎(志一)
- 露木保博(志二)
- 池浦八郎(志三)
- 川端一男(志四)
- 安藤金助(志五)
- 本橋家一(志六)
- 高柳兼明(志七)

の他の準備が進み、近く着工の豫定である。

- 上板橋第一中學校(位置上板橋町三ノ六〇)
- 板橋第三中學校(位置板橋町八ノ三六)
- 志村第一中學校(位置小豆澤町一四三)

小學校も四校増築

戦災校四校の増築工事は奮るう着手し、三月末までに竣工の豫定で工事を急いでいる。これは昨年中に區内の被爆校の

修理工事が全部終わったので、新しく増築に着手したもので、最初である。校名と増築坪数は次の通り。

- 板橋第二小學校(一四二坪)
- 板橋第四小學校(二二二坪)
- 板橋第五小學校(一八三坪)
- 板橋第七小學校(一三八坪)

養育院あとを區の文化中心地に

—關係方面く陳情—

板橋五丁目の東京都養育院は明治のはじめから民生事業の一環として、ながく使命を果し板橋區の名物ともなつていたが、附近が住宅、商業地帯となつた

この地域が第二次區劃整理地區に指定される曙光が見えるに至つた。

近年は、これが板橋區の發展のガンとなつていたことも事實で戦災で院舎が殆ど焼失したのを機会にこれを他に移轉することがかねて要望されていたので區議會でも早くからこれを問題とし、理事者側と協同し都の建設局長或は都議會方面に再三陳情をして來た結果、最近になり、

區側が描く敷地四萬坪の利用計畫は、一部を中學校の建設敷地及公園とし、公園には、公會堂、圖書館、音樂堂、スポーツグラウンド、自由廣場、兒童遊戯場等を設け板橋區の文化教育厚生を中心地としやうとするもので、區民各位の協力によつて明るい板橋の文化センターが一日も早く實現されることが期待されている。

區の施設を集會催し物に利用できます

區の施設のうち、會議場(議事堂)、民生館、各小學校がそれぞれ使用條例によつて一般の集會、催し物などに解放されている。條件としていづれも營利を目的としたものには貸付をしないが、特に小學校は建物の性質上、社會教育その他公共のため

にだけ使用させることになつてゐる。使用しようとするときは會議場は區役所總務課へ、民生館は板橋町十丁目の民生館へ、小學校は各學校長へ申込みたい。なほ使用料金は次の表の通りである。

○會議場

入場料、會費等を徴収しないもの	入場料、會費等を徴収しないもの
晝間一回	晝間一回
夜間一回	夜間一回
晝間一回	晝間一回
夜間一回	夜間一回
四〇〇圓	二〇〇圓
五〇〇圓	三〇〇圓

(註) 一回の使用時間は五時間以内

○民生館

入場料、會費等を徴収しないもの	入場料、會費等を徴収しないもの
晝間一回	晝間一回
夜間一回	晝夜間
晝間一回	晝夜間
夜間一回	晝夜間
二〇〇圓	三〇〇圓
三〇〇圓	四〇〇圓

二、兒童遊戯場

入場料、會費等を徴収しないもの	入場料、會費等を徴収するもの
晝間	晝間
夜間	晝夜間
晝間	晝間
晝夜間	晝間
夜間	晝間
晝夜間	晝間
一〇圓	二〇圓
二〇圓	二五圓
二〇圓	二〇圓
三〇圓	三〇圓
四〇圓	四〇圓

○小學校

講堂、雨天體操場	二〇〇圓	晝間	(一回につき)
教室(一教室につき)	五〇圓	夜間	(一回につき)
校庭	一〇〇圓	晝間	(一回につき)
	二〇〇圓	夜間	(一回につき)

(註) 一回の使用時間は五時間以内

△板橋區人口(出張所管内別)▽

出張所	總人口	男	女	出張所	總人口	男	女
第一	一三、三三三	六、六三三	六、七〇〇	第八	一四、八七一	七、五三三	七、三三三
第二	一三、六六六	六、二二二	七、四四四	第九	一三、七七七	一、三三三	一、三三三
第三	一三、三三三	六、六六六	六、六六六	第十	一三、三三三	六、七七七	六、六六六
第四	一三、三三三	六、六六六	六、六六六	第十一	一三、三三三	六、六六六	六、六六六
第五	一三、三三三	六、六六六	六、六六六	第十二	一三、三三三	六、六六六	六、六六六
第六	一三、三三三	六、六六六	六、六六六	合計	一七、七三三	八、六六六	九、〇六六
第七	一三、三三三	六、六六六	六、六六六				

昭和二二、一〇、一現在

出張所でも證明手数料徴収

出張所における證明、閲覧は町會事務所時代からの慣例で、從來手数料を徴収しなかつたが區の財政もいよ／＼窮屈になり既に制定されている手数料條例

からも徴収する建前になつてゐるので、總務委員會に諮つてこれを規定の料金通り十二月一日より徴収することとし各出張所長宛通達した。

區議會の動き

○昭和二十二年最後の區議會は十二月十七日招集され、左の事件を審議決定した。當日は午前十時より全員協議會を開き、慎重討議して本會議に移り、閉會は午後六時に至つた。

○教員組合より歳末貸付金に関する請願を受けた區議會は、目下の區財政では到底これを採擇できず、且所管上都財政から支出されるのが當然として、十二月二十六日教育委員、總務委員及び各委員長は教員組合幹部と共に、都廳へ陳情、副知事に面會して善處方を強硬に要望した

- 一、東京都板橋區特別區稅條例中改正の件
- 一、昭和二十二年度東京都板橋區歳入歳出追加豫算
- 一、東京都板橋區立學校設備使用條例設定の件
- 一、昭和二十二年九月における水害による東京都板橋區特別區民稅の減免に關

- 一、各委員會開催狀況(十二月中)
- 一日 總務、衛生委員會
- 六日 衛生委員會
- 八日 經濟委員會
- 十三日 教育、財務、總務委員會
- 十四日 總務委員會

十六日 教育委員會
 十九日 文化委員會
 二十日 教育委員會
 二十六日 厚生、教育、經濟委員會

○十二月二十三日午後一時より
 教員組合よりの歳末貸付金に關する請願について全員協議會を開催した。

催し物だより

○「純潔教育」講演會

一月十六日午後一時
 於板橋區議事堂

○「經濟問題」講演會

世界狀勢と我國の經濟事情
 一月卅一日午後一時
 於板橋區議事堂

講師 日本經濟新聞社前田梅松氏

都民稅
 區民稅
 の納期は一月二十日

稅額について御疑問の方は區役所へ

編輯室だより

○區民の皆さん。あけましておめで度高御座います。

いろいろの都合で豫定より遅れましたが、こゝに第一號を送ります。このニユースは今後毎月二回發行の豫定です。

不馴のため内容、體裁もまだ整いませんが、皆さんの御鞭撻によつて、よいものに育てあげたいと一同張りきつております。御遠慮のない批判と

御希望の聲をおきかせ下さい
 ○「區民の聲」を募る……このニユースに「區民の聲」欄を設けます。區役所への要望、不満その他何でも御投稿下さい。宛先は板橋區役所總務課文書係宛。

○水野博之氏元板橋區總務課長
 水野博之氏は永らく病氣療養中のところ去る一月九日逝去された。享年四十九告別式は十三日安養院で行はれた。

昭和二十二年度衆議院選舉人名簿登載人員確定數

(昭和二十二年九月十五日現在)
 (昭和二十二年十二月二十日確定)

町丁目	男	女	計	町丁目	男	女	計
板橋町一丁目	二六	二五四	二五五	上板橋町一丁目	一、七六二	一、七三二	三、四九四
二丁目	一、一八	一、〇七	二、二五	二丁目	四八八	四六六	九五四
三丁目	二、三八	三、四四	四、七二	三丁目	八九六	八七六	一、七七二
四丁目	三、四二	三、四三	七、八六	四丁目	一、二六	一、二四	二、五〇
養育院清風寮	三五	一四八	一八三	五丁目	一、二四	一、二四	二、四八
五丁目	一、五二	一、五二	三、〇四	六丁目	五七	五七	一一四
六丁目	二、三三	二、〇七	四、四〇	七丁目	五七	五七	一一四
七丁目	七五	六〇	一、三五	常盤合一丁目	四三	四三	八六
八丁目	三、〇〇	三、二六	六、二六	二丁目	三三	三三	六六
九丁目	二、五〇	二、七三	五、二三	三丁目	一〇	一〇	二〇
十丁目	五、八八	五、三三	一〇、二一	四丁目	四三	三三	七六
志村清水町	二、二〇	二、一五	四、三五	大谷口町	一、八六	一、七一	三、五七
志村本蓮沼町	二、〇三	一、八九	三、九二	茂片町	二五	三六	六一
志村	二、三三	一、九九	四、三二	小山町	一一	一一	二二
志村長後町	八二	六五	一、四七	根上町	五七	六七	一二四
志村蓮根町	一、三二	一、〇三	二、三五	向原町	一七	一六	三三
船渡町	六三	五六	一一九	上赤塚町	一七	一六	三三
志村前野町	二、〇八	二、〇四	四、一三	下赤塚町	一、七〇	一、六九	三、三九
志村中台町	七六	七四	一、五〇	成増町	七三	七四	一、四七
志地西台町	七九	七三	一、五二	徳丸本町	八〇	八六	一、六六
小豆澤一丁目	三三	二五	五八	徳丸町	二七	二九	五六
二丁目	八七	七二	一、五九	徳丸	二七	二九	五六
三丁目	三三	三七	七〇	計	一、七	一、七	三、四
四丁目	二四	三三	五七	總計	一、三六	一、三六	二、七二